個人情報保護管理運営会議 付議事項

件

名

地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行等について

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号(電算処理、外部結合、業務委託)

(担当部課:福祉部生活福祉課、保護担当課)

事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行
担当課	生活福祉課、保護担当課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下、「標準化法)という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)、中国残留邦人等に対する支援 給付受給者
事業内容	【生活保護システム】 生活保護システムは、平成 21 年 1 月から株式会社アイネスのシステムを導入し、稼働している。その後、いくつかの改修を経て、現在に至っている。その一方、自治体ごとの情報システムのカスタマイズによって次の事態が生じている。 ・ の一方、自治体ごとの情報システムのカスタマイズによって次の事態が生じている。 ・ ① 維持管理や制度改正時の改修において、個別の対応を余儀なくされ負担が大きい。 ② 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない。 ③ 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国に普及させることが難しい。 このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、生活保護事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに生活保護システムを標準化へ対応することが求められている。本法律に基づき、生活保護システムを標準化することで、今後見込まれる様々な制度改正などの際には、その都度、国が標準仕様書を改版し、各自治体に提供することで、人的、財政的な負担が軽減され、行政運営が効率化される。併せて、標準化法第10条により、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされている。セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う。 【中国支援給付システムは生活保護システムと一体として運用してきた。そのため、生活保護システムは生活保護システムと一体として運用してきた。そのため、生活保護システムは生活保護システムと一体として運用してきた。そのため、生活保護システムととて、ガバメントクラウドへ移行する。 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 (1) 電算処理 「標準化法」に基づき生活保護受給世帯に対する法内援護を処理するシステム
	「標準化法」に基づき生活保護受給世帯に対する法内接護を処理するシステムを「生活保護システム標準仕様書」に準拠したシステムへ移行する。また、生活

保護システムと密接に関連する中国支援給付システムについてもガバメントクラウドへ移行するにあたり、機能改修を行う。

(2) 外部結合

生活保護システム標準化にあたり、デジタル庁が提供するガバメントクラウド 上に事業者が構築する標準準拠システムを運用し、ガバメントクラウドとの結合 を行う。併せて、中国支援給付システムについてもガバメントクラウドとの結合 を行う。

(3)業務委託

- ① 生活保護システム標準化にあたり、前項(1)電算処理および(2)外部結合に係るシステムへの移行業務を委託する。
- ② 前項①において移行した生活保護システムについて、運用保守業務を委託する。

3 対象者

生活保護受給世帯数(令和5年10月1日時点)

- ・受給世帯数・・・・・・8,676世帯
- ・受給人員・・・・・・・9,668人

中国残留邦人等に対する支援給付受給世帯数(令和5年10月1日時点)

- ・受給世帯数・・・・・・21世帯
- ・受給人員・・・・・・・32人

※個人情報の流れは、資料63-1のとおり

<u>件名</u> 地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行 <u>について</u>

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	生活保護受給世帯に対する法内・法外援護、中国残留邦人等に対する支援給付
記録される情報項 目(だれの、どの ような項目が、ど このコンピュータ に記録されるの か)	 1 個人の範囲 生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む) 2 記録項目 資料63-2のとおり 3 記録するコンピュータ 生活保護システム、中国支援給付システム(ガバメントクラウド上に構築)
新規開発・追加・ 変更の理由	「標準化法」に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利 便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	生活保護システムで管理している生活保護業務を新たにガバメントクラウド上に 構築する「標準化法」に準拠した生活保護システムへ移行する。また、生活保護シ ステムと密接に関連する中国支援給付システムについてもガバメントクラウドへ移 行するにあたり、機能改修を行う。 なお、一部の標準化対象外事務(東京都自立促進事業、健全育成費等)に関して は、生活保護システムのパッケージとして提供される密接関連業務システムへ移行 し、ガバメントクラウド上で一体的な情報管理・運用を行う。
開発等を委託する 場合における個人 情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・ 変更の時期	令和6年1月4日から令和7年9月28日まで(予定) 移行期間 令和7年9月29日から(予定) 本稼働

<u>件名</u> 地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムの外部結 合について

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	生活保護受給世帯に対する法内援護・法外援護、中国残留邦人等に対する 支援給付
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 個人の範囲 生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)、中国残留邦人等に対する支援給付受給者
	2 記録項目 資料63-2のとおり
結合の相手方	デジタル庁 (ガバメントクラウドの運用主体)
結合する理由	標準化法第10条において、標準準拠システムの利用においてはガバメントクラウドの利用を第一に検討することとされており、セキュリティ面やコスト面等が優れていることから、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムに構築する生活保護システム等を利用する必要があるため。
結合の形態	情報システム課が提供する区イントラ端末から、ガバメントクラウド接続 サービスを利用して、生活保護システム等が構築されているガバメントクラ ウドに結合する。
結合の開始時期と期間	令和6年4月(予定)(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

<u>件名</u> 地方公共団体情報システム標準化に対応した生活保護システムへの移行 に係る業務の委託について

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課
登録業務の名称	生活保護受給世帯に対する法内援護・法外援護、中国残留邦人等に対する 支援給付
委託先	株式会社アイネス(特命随意契約) ※情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証取得
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目 (だれの、 どのような項目か)	1 対象者 生活保護受給者(日本国籍を有しない者を含む)、中国残留邦人等に対する 支援給付受給者 2 情報項目 資料63-2のとおり
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的記録媒体(生活保護システム及び中国支援給付システム)
委託理由	「標準化法」に基づき、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする地方公共団体情報システムの標準化に対応するため。 なお、生活保護システムおよび中国支援給付システムは、プロポーザルを経て平成21年1月から上記事業者のシステムを導入し、以後保守委託契約を締結している。また、標準システム移行にあたり、令和5年2月に生活保護システムを保有し本区の保守対応可能なベンダー(6社)に調査したところ、令和7年9月までに移行作業を実施可能なベンダーは上記事業者以外になかったため、本移行作業は同社に委託する予定である。 標準化法に基づく環境構築委託及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識を有し、現行の生活保護システム等を熟知している上記事業者に業務に委託することで、円滑な移行作業の実施が期待できる。
委託の内容	「標準化法」に基づき作成された、「生活保護システム標準仕様書」に準拠したシステムへの移行業務を委託する。 また、移行したシステムについて、システムの運用保守および障害対応を 委託する。
委託の開始時期及び期限	令和6年1月4日 (予定) から令和6年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情 報保護対策	別紙チェックリストのとおり